

東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (学府副府長) 第3条 (略) 2 <u>学府副府長を2人置き、うち1人は学府の教育研究評議員をもって充てる。</u> 3 (略) 第4条～第6条 (略) 第7条 (略) 2 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長及び学府長の求めに応じ、意見を述べることができる。 (1)～(2) (略) (3) <u>学府推薦の</u>教育研究評議員に関する事項 (4)～(7) (略)</p>	<p>本則 (学府副府長) 第3条 (略) 2 学府副府長は、<u>学府長が指名する。ただし、学府副府長には、学府を兼務する国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第3条第1項第5号に規定する教育研究評議員1人以上を含むものとする。</u> 3 (略) 第4条～第6条 (略) 第7条 (略) 2 (略) (1)～(2) (略) (3) <u>学府が選出する</u>教育研究評議員に関する事項 (4)～(7) (略)</p>	

附 則(平成29年4月1日生規則第2号)
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。